「四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例」（素案）に対する意見募集について

四日市港管理組合では、港内に無許可でけい留されている、いわゆる「放置艇」をゼロとすることを目標に、令和２年４月から、港内にけい留している船舶に施設使用許可手続きをしていただくとともに、原則として使用料を納付いただく予定です。

この度、その根拠となる条例（素案）を作成しましたので、その内容を公表し、皆様からのご意見を募集します。

１　実施要領

「四日市港管理組合パブリックコメント手続実施要綱」に基づき実施します。

２　募集対象

「四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例」（素案）

３　資料の公表場所等

四日市港管理組合ホームページ（http://www.yokkaichi-port.or.jp/）及び下記の場所で閲覧いただくことが可能です。

・四日市港管理組合閲覧コーナー

（三重県四日市市霞二丁目１－１　四日市港ポートビル９階）

なお、閲覧時間は、開庁時間（土、日、祝日を除く、平日の８時３０分から１７時１５分まで）とします。

４　ご意見の募集期間

ご意見の募集期間は、以下のとおりとします。

令和元年８月２１日（水）から令和元年９月２０日（金）１７時１５分まで

５　ご意見を提出いただける方

・県内に在住、又は県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人・法人その他の団体

・四日市港をご利用いただいている方

６　ご意見の提出方法

下記の「７　ご意見の提出先」をご覧いただき、四日市港管理組合経営企画部港営課海務担当に直接ご持参いただくか、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によりお送りください。

ご意見をいただく様式は任意ですが、住所、氏名につきましては必ずご記載ください。記名のないご意見には、応答いたしかねる場合がございます。

また、いただいたご意見につきまして、内容等のご確認をさせていただく場合があるかもしれませんので、可能であれば、電話番号等のご連絡先を併せてご記入いただけると幸いです。

なお、口頭及び電話によるご意見は受け付けておりません。ご了承ください。

７　ご意見の提出先

（１）　郵送又はご持参いただく場合

〒510-0011

三重県四日市市霞二丁目１－１

四日市港管理組合　経営企画部港営課海務担当

（四日市港ポートビル１０階です。）

なお、ご持参いただく場合は、開庁時間に受け付けさせていただきます。

（２）　ファクシミリの場合

ファックス番号　　０５９－３６６－７０４９

四日市港管理組合　経営企画部港営課海務担当あて

（３）　電子メールの場合

メールアドレス　　kaimu@yokkaichi-port.or.jp

なお、件名は、「条例（素案）に対する意見について」としていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

８　締切について

ご意見の締切につきましては、以下のとおりとします。

郵送及び持参	令和元年９月２０日（金）必着（１７時１５分まで）
ファクシミリ及び電子メール	令和元年９月２０日（金）受信（１７時１５分まで）

９　個人情報の取扱い

ご意見を提出いただく際、ご記入いただいた住所、氏名等の個人情報等につきましては、このパブリックコメントに関する業務で使用する以外の目的で使用することはありません。

１０　いただいたご意見の取扱い

皆様からいただいたご意見は、条例制定手続きの中で参考とさせていただくとともに、ご意見の概要とこれに対する四日市港管理組合の考え方を四日市港管理組合ホームページにおいて公表させていただく予定です。

なお、皆様からいただいたご意見に対する四日市港管理組合の考え方については、個々にご回答することはございませんので、ご了承ください。

いただいたご意見につきましては、条例制定手続きにかかる資料等でご紹介させていただく場合があります。その際、文字数の都合等により、要約、一部抜粋をさせていただくことがあります。また、提出されたご意見のうち、公表することにより住民等の権利利益を侵害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないこととしておりますので、ご承知おきください。

１１　問い合わせ先

四日市港管理組合　経営企画部港営課海務担当

〒510-0011

三重県四日市市霞二丁目１－１

電話番号　　０５９－３６６－７０１７

（土、日、祝日を除く、平日の８時３０分から１７時１５分まで）

ファックス番号　　０５９－３６６－７０４９

メールアドレス　　kaimu@yokkaichi-port.or.jp

※　お電話は、お問い合わせのみとなります。お電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。